

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からベトナム向けに輸出される水産食品の衛生証明書の発行等の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 VN-S1 「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」及び別紙 VN-S1-1 「ベトナム向け輸出水産食品の各空港における衛生証明書の発行手続について」に基づき取り扱われているところです。

今般、ベトナム政府との協議の結果、令和 6 年 8 月 1 日から、別紙 VN-S1 に基づく衛生証明書の発行方法について紙発行から電子発行に切り替えることとしたことから、手続規程について下記のとおり改正を行い、令和 6 年 8 月 1 日付けで施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

- 1 別紙 VN-S1 について、以下のとおり改正。
 - (1) 衛生証明書の発行方法が紙発行から電子発行に切替わることに伴う改正
 - (2) その他所要の改正
- 2 別紙 VN-S1-1 を廃止し、別紙リストから別紙 VN-S1-1 を削除。